

高齢の方への主な福祉施策

～いつまでも安心して暮らしていくために～

市では、高齢の方を対象に下記の事業を行っています。いずれも事前の申請が必要です。事業によっては訪問調査後に給付を決定するものがあります。詳しくは、問い合わせてください。

※高齢者配食サービス事業については、いこいの里 ☎ 578-0678 へ直接問い合わせてください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ☎ 176 ~ 178

事業	対象・内容
※高齢者配食サービス事業	在宅で60歳以上の虚弱なひとり暮らしの方などを対象に、週6回(月～土曜日)のうち、希望日に1食600円で夕食を配達します。
要介護高齢者おむつ給付事業	在宅の65歳以上で、介護保険の要介護または要支援と認定され、かつ、ねたきりあるいは常時失禁のある方を対象に、1人1か月4,000円を限度額として紙おむつを支給します。※支給にかかる費用の1割は自己負担があります。
ねたきり高齢者寝具乾燥事業	寝具の乾燥が困難な65歳以上の方のみの世帯、または65歳以上の在宅でねたきりの方がいる世帯を対象に、1か月に1回5枚以内を乾燥します。
ねたきり高齢者布団丸洗い事業	65歳以上で常にねたきりの状態にある方、または65歳以上のひとり暮らし世帯などで、病弱なため布団などの衛生状態を良好に保つことが困難な方を対象に、敷布団を年2枚以内で丸洗います。※利用にかかる費用の1割は自己負担があります。
高齢者自立支援住宅改修給付事業	おおむね65歳以上で、介護保険の認定を受け、かつ住宅の改修が必要と認められる方が対象です。予防給付については、認定の結果、非該当と認定された方が対象となります。※支給にかかる費用の1～2割は自己負担があります。必ず改修前に相談してください。 予防給付：手すりの取付け、床の段差解消など、介護保険と同内容(上限20万円) 設備改修：浴槽の取替え(上限37万9,000円)、流し・洗面台の取替え(上限15万6,000円)
高齢者緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし世帯などで、身体上慢性疾患などにより常時注意を要する状態にある方に緊急通報システム機器を設置貸与します。※所得に応じて一部費用負担があります。
高齢者火災安全システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯などで、身体上慢性疾患などにより常時注意を要する状態にあり、防火などの配慮が必要な方に、住宅用防災機器などを設置貸与します。※所得に応じて一部費用負担があります。
徘徊高齢者探索サービス事業	おおむね65歳以上の認知症による徘徊行動がある方の介護者を対象に、GPSによる位置探索情報システムを活用し、徘徊高齢者の位置情報を介護者に伝え、徘徊行動などを早期発見します。※利用にかかる費用のおよそ1割は自己負担があります。
特殊眼鏡・コンタクトレンズ費用助成	医療保険に加入している65歳以上の高齢者で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入手術を受けられない方に対し、特殊眼鏡・コンタクトレンズを購入する費用の一部を助成します。
自立支援日常生活用具給付事業	おおむね65歳以上で介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方のうち歩行が不安定であるなど、日常生活動作に低下が認められ、在宅生活継続のために日常生活用具(腰掛便座・入浴補助用具・歩行支援用具・スロープ・歩行補助車)が必要な高齢者に給付します。※支給にかかる費用の1～2割は自己負担があります。
家具転倒防止器具給付等事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯、または、要介護3以上の認定を受けた方を在宅で介護している世帯が対象です。 1世帯につき3組まで家具転倒防止器具(転倒防止版・転倒防止支柱)を給付します。※購入費用および取付費用の1割は自己負担となります。
水道・下水道の使用料助成	70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の方に、上下水道料の最小口径(13mm)1水栓分の基本料金の助成を行います。 ①世帯構成員全員の助成を受ける年度の市民税が非課税であること ②生活保護受給世帯でないこと ③納期の到来している水道・下水道使用料の支払いが済んでいること
交通災害共済の加入費助成	東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」に加入した高齢者に加入費の助成を行います(1人500円)。 ①助成を受ける年度の4月1日現在、羽村市に居住していること ②65歳以上の高齢者のみの世帯であること ③世帯構成員全員の前年度市民税が非課税であること ④生活保護受給世帯でないこと ⑤東京都市町村民交通災害共済に加入手続きをした方
福祉電話事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で電話がない世帯、70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で電話がある世帯で、市内に親族が住んでいない方で、生計中心者の前年分の所得税が年額4万2,000円以下の世帯で定期的に安否確認が必要な方が対象となります。基本使用料と通話料金(月600円まで)を助成し、電話のない世帯には電話を貸与しています。

平成30年度住民税の税制改正など

平成30年度から適用される個人住民税(市都民税)および軽自動車税の税制改正は、次のとおりです。

給与所得控除の見直し (上限額の引き下げ)

給与の収入金額が1,000万円を超える場合、給与所得控除は、220万円が上限となります。

■ 給与収入金額から給与所得金額を求める算出表 (抜粋)

給与収入金額 (A)	給与所得金額
1,000万円～1,200万円未満	$A \times 0.95 - 170$ 万円
1,200万円～	$A - 230$ 万円



(改正後)

給与収入金額 (A)	給与所得金額
1,000万円～	$A - 220$ 万円

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他が親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入し、購入のためにその年中に支払った合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額(上限8万8,000円)が総所得金額等から控除されます。

適用期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間(平成29年分の所得の申告(平成29年分の所得税確定申告、平成30年度課税の個人住民税申告)から適用となります)

スイッチOTC医薬品 かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などで、医師の処方がなく購入できる、医療用から市販薬として転用された医薬品(すべての医薬品が対象になるわけではありません)

適用の要件など

※健康の維持増進および疾病への予防の取組みが必要であり、特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診のいずれかを受けていることが必要です。

※申告の際には、予防接種や検診を受けたことを明らかにする書類が必要です。例えば、インフルエンザの予防接種の領収書や、会社で受けた定期健康診査の結果通知表などです。

※予防接種や検診などに要した費用は、対象にはな

りません。

※この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることはできません。

※申告には、①医薬品名②金額③特例の対象である旨④販売店名⑤購入日が明記された証明書類(領収書など)が必要です。大切に保管してください。

医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の申告時における「明細書」の添付の義務化

平成29年分の所得の申告(平成29年分の所得税確定申告、平成30年度課税の個人住民税申告)から、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。

適用時期 平成29年分の所得の申告(平成29年分の所得税確定申告、平成30年度課税の個人住民税申告)から適用

経過措置 平成31年分の所得の申告までは、医療費等の領収書の添付または提示によることができます。

※医療費控除の改正に伴い、「医療費の封筒」は、税務署や市の窓口には準備がありませんので、医療費控除の添付書類として領収書などを提出する場合には、必要に応じて封筒を用意してください。

医療費通知の活用 医療保険者から交付を受けた医療費通知(原本)を添付することで、明細の記入を省略することができます。医療費通知とは、健康